

千葉県農業後継者対策資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、融資機関が農業後継者に対し千葉県農業後継者対策資金を貸し付けた場合において、当該融資機関に対し利子補給を行うことに関し必要なことを定めるものとする。

(名称)

第2条 千葉県農業後継者対策資金の名称は、あととり支援資金とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「融資機関」とは、千葉みらい農業協同組合をいう。

(千葉県農業後継者対策資金)

第4条 千葉県農業後継者対策資金は、融資機関が貸し付ける資金で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 野菜栽培用施設設置等のための資金
- (2) 花卉栽培用施設設置等のための資金
- (3) 家畜飼育舎建設のための資金
- (4) 園芸作物灌水技術改善のための資金
- (5) 花卉・植木種苗導入のための資金
- (6) 家畜導入のための資金
- (7) 農業用機械導入のための資金
- (8) 農業後継者の育成のため市長が適当と認める事業のための資金

2 千葉県農業後継者対策資金の貸付限度額・償還期限・据置期間並びに利率及び利子の負担は、次のとおりとする。

- (1) 貸付限度額 1, 800万円（本資金による貸付額の総額が、貸付限度額に達するまで、複数回利用可。）
- (2) 償還期限 15年以内（複数回にわたる場合は、各貸付毎に15年以内とする。）
- (3) 据置期間 3年以内
- (4) 利率 貸付実行日の農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号））の基準利率に準ずる。

(5) 利子の負担

千葉県	貸付実行日の農業経営基盤強化資金の基準利率分を負担する。
融資機関	利率から千葉県負担分を差し引いた利率分を負担する。
農業者	負担しない。

3 前項の規定にかかわらず千葉市農業後継者対策資金の貸し付け対象となる事業に対し、本市の補助金が交付されることとなる場合における千葉市農業後継者対策資金の貸し付け限度額は、当該事業に要する経費の総額から当該補助金の額を差し引いた額（その額が1,800万円を超える場合においては1,800万円）とする。

（借入資格）

第5条 千葉市農業後継者対策資金を借り入れることができる者は、当該資金の借り入れについて千葉みらい農業協同組合長の推薦を受けた55歳以下の者で、かつ、次の各号に該当する者として市長が認定したものとする。

なお、2回目以降の借り入れにおいても、同様とする。

- (1) 実質的な農業経営者であって、将来においても農業により自立していく意欲のある者。
- (2) 農業後継者としての自らの責任において農業経営を行う意欲及び能力を有する者。

（利子補給及び利子補給契約）

第6条 市長は、融資機関が借入資格者に千葉市農業後継者対策資金を貸し付けた場合において当該融資機関に対し利子補給を行う。

2 前項の利子補給は、市長が当該融資機関との間に締結する利子補給契約によって行う。

（利子補給金の額）

第7条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高〔延滞額を除く〕の総和をその年の日数で除した金額）に対し、第4条第2項第5号で規定する千葉市が負担する利率を乗じた額の合計とする。

（借入申込み）

第8条 千葉市農業後継者対策資金を借り入れようとする者は、千葉市農業後継者対策資金借入申込書（様式第1号）にその他必要な書類を添付して融資機関に提出しなければならない。

（借入資格の認定申請）

第9条 融資機関は、前条の規定による千葉市農業後継者対策資金の借入申込みを受けた場合に、当該申込みをした者に係る第5条に規定する借入資格について、千葉市農業後継者対策資金借入資格認定申請書（様式第2号）により、市長に認定を受けなければならない。

（借入資格の認定等）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、これを審査し、適当と

認めたときは千葉市農業後継者対策資金借入資格認定通知書（様式第3号）により、不相当と認めたときは千葉市農業後継者対策資金借入資格否認通知書（様式第4号）により融資機関に通知するものとする。

（貸付契約）

第11条 融資機関は、前条の規定により千葉市農業後継者対策資金認定通知書による通知を受けた後、第8条の規定により千葉市農業後継者対策資金の借入を申込んだ者と当該農業後継者対策資金に係る貸付契約を締結するものとする。

（利子補給金の交付申請）

第12条 前条の規定により千葉市農業後継者対策資金に係る貸付契約を締結した融資機関が利子補給金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに千葉市農業後継者対策資金利子補給金交付申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（利子補給金の交付決定）

第13条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、これを審査し相当と認めるときは融資機関にその旨通知するものとする。

（利子補給金の交付請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた融資機関が利子補給金の請求をしようとするときは、千葉市農業後継者対策資金利子補給金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（利子補給金の交付）

第15条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合は、これを審査し相当と認めるときは当該融資機関に利子補給金を交付するものとする。

（取消し）

第16条 市長は、千葉市農業後継者対策資金を借り入れた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該農業後継者対策資金に係る利子補給金の交付決定を取り消し、既に融資機関に対し利子補給金を交付してあるときは、その返還を命ずることができる。

- （1）千葉市農業後継者対策資金を借り入れた者が千葉市農業後継者対策資金借入申込書に記載した事業内容と異なった内容の事業を実施したとき。
- （2）その他市長が利子補給金の交付を不相当と認めるとき。

（調査）

第17条 融資機関は、千葉市農業後継者対策資金を借り入れた者が当該農業後継者対策資金に係る事業を完了したときは、その内容を調査し千葉市農業後継者対策資金事後調査書（様式第7号）を作成しなければならない。

(債務保証)

第18条 千葉市農業後継者対策資金を借り入れようとする者は、債務保証については、原則として千葉県農業信用基金協会の定める保証料を納めるものとし、必要に応じて担保・保証人を用意する。

附 則

この要綱は昭和46年4月1日から施行し、昭和46年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は昭和46年5月7日から施行し、昭和46年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は昭和49年4月10日から施行し、昭和49年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は昭和54年11月14日から施行し、昭和55年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は昭和60年4月1日から施行し、昭和60年度分の事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前、この要綱による改正前の千葉市農業後継者対策資金利子補給要綱の規定により農業後継者対策資金を借り入れた者に対し行われた利子補給金の交付決定その他の行為は、当該農業後継者対策資金を貸し付けた融資機関に対し行われたものとみなす。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年12月28日から施行し、平成16年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は平成24年4月26日から施行し、平成24年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の事業から適用する。